

【メープル】

メープルでは、法人理念である「障がいのある人が安心して心豊かにすごせるように」を基に、地域に根ざす生活を支援しています。

2019年度(平成31年度・令和元年度)は、より多様な暮らし方を探り、既存のホームにワンルーム型の住居を追加し、よりプライバシーが守られる環境を準備しました。従来のホームに比べ利用料はかなり高くなりますが、長年にわたり第三者と暮らしてきた利用者にとって、生活音を気にすることなくトイレや風呂を占有できるのは想像以上に価値があるものようです。今後も利用者のニーズに合わせ、様々な暮らしや支援を模索し生活の質の向上に努めます。

高齢化に関しては、60才代が1名、70才代が1名、平均では44才と実年齢的には高いとは言えませんが、肥満、糖尿、高血圧、痛風など生活習慣病を指摘されている利用者が少なくなく、重度の腎臓疾患や呼吸器系の疾患、生活に制限がある心臓疾患などもある方がいます。障がいのある方の心身の状態はプラス10才ともいわれており、疾病予防、健康維持について一層の注意が必要だと考えています。今年度は、1名が介護認定を申請し要介護1の認定を受けました。

また、日々のホーム巡回や面談、行事等で利用者に接する時間が増えたことで、その人の生き辛さや生活スキルの不足、社会経験の乏しさなどを目の当たりにすることが多くなりました。障がい支援区分の認定調査でも具体的に伝えることができるようになったことから区分が高くなってきています。支援から得た情報を検討し職員間で共有することで、より良い支援を目指します。

設備面では、秋頃より水道使用量が大幅に増え漏水が疑われたので調査した結果、3階浴室の床下に埋め込まれている給水管からの漏水と1階給水ポンプの故障によるものと判明しました。給水ポンプについては修理済みですが、新型コロナウイルスの影響で給水管工事は次年度に持ち越しとなっています。

【居宅介護事業所 大阪市手をつなぐ育成会】

居宅介護事業所は港区を拠点に、より地域に根差したサービスの向上を図りました。

2016年(平成28年)2月から実施の行動援護事業の更なる充実を図るため、引き続き利用者の確保や登録ヘルパーに資格取得を促しました。その結果、今年度は行動援護の利用者が13名、資格取得の従業員が7名、資格取得のサービス提供責任者が5名となりました。

一方で、サービス提供水準を維持するため、サービス提供責任者が積極的にヘルパーに同行し、状況確認を行うとともに、改善点を提案するなど細かなアドバイスをを行うとともに、効率の良い事務処理の方法や、職員間でのサービス内容の検討等、情報共有の時間を多くとれるよう工夫しサービス向上に努めました。

【大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センター】

大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センターは、大阪市内24区を7つに分けたうちの港区、此花区、福島区、西区、大正区の5区を担っています。

センターの主な役割としては、就職を希望している障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方やご家族が抱える不安や困りごとに応じて、雇用・労働及び福祉の関係機関等との協力のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施しています。また、現在障がいのある方を雇用している企業および事業所、雇用を検討されている企業及び事業所に対する支援も実施しています。

2019年度(平成31年度・令和元年度)も、前年度に引き続き、①個別支援の重視・徹底、②相談スキルの強化、③情報発信と共有の3つの柱を目標にして、事業運営に当たってまいりました。また、今年度は、突然閉鎖したA型事業所の利用者の再就職支援、制度活用による収入の確保などに取り組みました。

また、当センターでは、障がいのある本人の状態に合わない就労展開はせず、定着支援に力を入れてきました。本人の状態に合わせて、時には本人の希望から、一旦遠回りすることになったとしても、本人と正面から向き合い、対話しながら慎重に就労への展開を進めてきました。また定着に向けて事業所との連携も密にしてきました。その結果、事業所側においても自立して雇用管理ができている所が多くなり、必要に応じて定着訪問等で職場定着にあたるようにしてきました。

就労に当たって、何らかの支援を必要とする障がいのある人が、安定して就労を継続できるよう、仕事面だけでなく、その背景にある生活面の安定にも目を向けてきました。その為には、地域の相談支援センター等との協働が不可欠となっています。当センターとして、今後も『一人の人を地域で支える』ことに注目し、各関係機関との連携をさらに充実・強化していくように努力します。

